

国家神道の基礎知識

第零版

2007年5月13日(日)

著者——大黒学

Copyright © 2006–2007 Daikoku Manabu

This tutorial is licensed under a Creative Commons Attribution 2.1 Japan License.

目次

序文	3
「国家神道」という言葉	3
この文書について	3
第1章 源流	3
1.1 神社神道	3
1.1.1 創唱宗教と自然宗教	3
1.1.2 自然宗教としての神道	3
1.1.3 神社神道の崇拝対象	3
1.1.4 仏教の伝来	4
1.1.5 神仏習合	4
1.1.6 本地垂迹説	4
1.1.7 御霊信仰	4
1.2 神祇制度	4
1.2.1 神祇制度とは何か	4
1.2.2 記紀	4
1.2.3 天つ神と国つ神	5
1.2.4 皇祖	5
1.2.5 三種の神器	5
1.2.6 天壤無窮の神勅	5
1.2.7 律令	5
1.2.8 神祇官	5
1.2.9 延喜式	6
1.3 儒家神道	6
1.3.1 儒教	6
1.3.2 儒家神道とは何か	6
1.3.3 吉川神道	6
1.3.4 垂加神道	6
1.4 復古神道	6
1.4.1 復古神道とは何か	6
1.4.2 日本の優越性	7
1.4.3 来世観	7
1.4.4 尊王攘夷運動	7
第2章 形成	7
2.1 明治維新	7
2.1.1 大政奉還	7
2.1.2 王政復古	7
2.1.3 神祇官の復興	7
2.1.4 廃仏毀釈	8
2.1.5 一世一元の制	8
2.1.6 神祇官神殿	8

2.1.7	宮中三殿	8
2.1.8	国旗と国歌	8
2.1.9	神社の社格	9
2.1.10	神武天皇紀元	9
2.2	国民教化	9
2.2.1	大教宣布	9
2.2.2	宗教政策の転換	9
2.2.3	教導職	9
2.2.4	国民教化に対する批判	10
2.2.5	祭神論争	10
2.2.6	国家神道からの教派神道の独立	10
2.3	国体の教義	10
2.3.1	国体の教義とは何か	10
2.3.2	大日本帝国憲法	10
2.3.3	教育勅語	10
2.3.4	御真影	11
2.3.5	戊申詔書	11
2.4	創建神社	11
2.4.1	創建神社の分類	11
2.4.2	招魂社	11
2.4.3	靖国神社と護国神社と忠霊塔	12
2.4.4	南朝の忠臣を祀る神社	12
2.4.5	天皇や皇族を祀る神社	12
2.4.6	植民地や占領地に創建された神社	12
第3章	絶頂	12
3.1	思想統制	12
3.1.1	満州事変	12
3.1.2	神社参拝の強制	12
3.1.3	国体明徴問題	13
3.1.4	宗教の弾圧	13
3.1.5	宗教団体法	13
3.1.6	神祇院	13
3.2	聖戦	13
3.2.1	八紘一宇	13
3.2.2	国体護持	14
第4章	解体	14
4.1	占領政策	14
4.1.1	GHQ	14
4.1.2	信教の自由	14
4.1.3	神道指令	14
4.1.4	宗教法人令	14
4.1.5	人間宣言	14
4.1.6	神祇院の廃止	15
4.1.7	神社本庁	15
4.1.8	東京裁判	15
4.1.9	日本国憲法	15
4.2	靖国神社	15
4.2.1	臨時の大招魂祭	15
4.2.2	戦後の再出発	15
4.2.3	新憲法下での天皇の参拝	15
4.2.4	千鳥ヶ淵戦没者墓苑	16
4.2.5	A 級戦犯の合祀	16

序文	3
4.2.6 靖国神社法案	16
4.2.7 公式参拝	16
4.3 遺産	16
4.3.1 敗戦後の国家神道	16
4.3.2 建国記念の日	16
4.3.3 元号法	16
4.3.4 国旗国歌法	17
4.3.5 護国神社と忠魂碑	17
参考文献	17
索引	19

序文

「国家神道」という言葉

江戸幕府が朝廷に政権を返還したのちに成立した政府は、特殊な宗教を創始し、日本が太平洋戦争で敗北するまでの約 80 年の間、それを国教として日本の国民に強制し続けた。この宗教は、通常、「国家神道」と呼ばれる。

ただし、「国家神道」という言葉は、それが日本の国教だった時代に日本政府自身によって使用されていたものではない。この言葉は、戦後に GHQ が日本政府に対して発令した「神道指令」と呼ばれる指令の中で使われたことから、日本政府が創始した国教の名称として定着したものである。

この文書について

この文書は、国家神道について理解するために必要となる基礎的な事実や概念を記述したものである。

この文書は、国家神道に関する事実や概念を、原則としてそれらが生じた歴史的な順序に沿って叙述している。全体は四つの章に分かれる。第 1 章は大政奉還以前、第 2 章は大政奉還から満州事変まで、第 3 章は満州事変から敗戦まで、第 4 章は敗戦以降を扱う。

第 1 章 源流

1.1 神社神道

1.1.1 創唱宗教と自然宗教

宗教は、創唱宗教と自然宗教に分類することができる。特定の間人または人間の集団によって創唱された宗教が創唱宗教であり、特定の創唱者を持たず、自然に発生した宗教が自然宗教である。仏教、キリスト教、イスラームなどは創唱宗教であり、ユダヤ教、ヒンドゥー教、道教などは自然宗教である。

1.1.2 自然宗教としての神道

神道の起源は、日本において発生した自然宗教である。しかし、神道という概念の中には、自然宗教的な要素のみではなく、創唱宗教的な要素も含まれている。

宗教学においては、神道という概念のうちで自然宗教的な部分を「神社神道」と呼ぶ。この言葉は、自然宗教的な神道が神社を象徴的な中心としていることに由来するものである。

神道という概念のうちに含まれる創唱宗教的な要素は多様であり、神祇制度、皇室神道（宮中祭祀）、学派神道、教派神道などから構成される。そして、国家神道もまた、神道という概念に含まれる創唱宗教的な要素のひとつである。

1.1.3 神社神道の崇拜対象

神社神道において崇拜の対象とされているものは、「神」と呼ばれる。神社というのは、神が祀られている施設のことである。

神社神道は多神教である。すなわち、崇拜の対象となるものは多数の神々であり、神の数は、一柱、二柱、と数えられる。それらの神々の総称として、「^{やおよろず}八百万の神」という言葉がしばしば使われる。

神社に祀られている神は、その神社の「祭神」と呼ばれる。祭神は、一柱だけの場合もあれば、複数の場合もある。

1.1.4 仏教の伝来

仏教は、紀元前5世紀ごろのインドにおいて^{しやがむに}釈迦牟尼によって創唱された宗教である。仏教が日本に伝来したのは6世紀ごろである。公的には、百済の^{せいめいおう}聖明王が538年（一説では552年）に^{みんめい}欽明天皇に^{しやがむに}釈迦像などを献上したことが仏教の日本への伝来とされる。

^{しやうむ}聖武天皇（701-756）は、^{こくぶんじ}国分寺と^{こくぶん に し}国分尼寺を各国に設置したり、東大寺に大仏を建立するなど、国家の事業として仏教の布教を推進した。

1.1.5 神仏習合

複数の宗教が一体化される現象は、「習合」と呼ばれる。神社神道と仏教は、その間にさまざまな形態の関係を展開させた。その結果として生じた神社神道と仏教との習合は、「神仏習合」と呼ばれる。

神仏習合にはさまざまな形態がある。そのひとつは、神は仏による救済を必要とする存在であると考えられる形態の神仏習合である。この考え方のもとに、「^{じんくうじ}神宮寺」と呼ばれる仏教の寺院が神社の傍らに建立され、そこで神社の祭神に対する供養が実施された。

神は仏教を守護する存在であると考えられる形態の神仏習合もある。すなわち、帝釈天や梵天などのインドの神々と同列の位置に神社神道の神々を置くという形態の神仏習合である。この考え方のもとに、仏教の寺院を建立するに際して、その場所の土地神が「^{ちんじゆしや}鎮守社」と呼ばれる神社に祀られた。

1.1.6 本地垂迹説

神仏習合の形態のひとつに、「^{ほんじすいじやくせつ}本地垂迹説」と呼ばれるものがある。これは、神々というのは仏や菩薩が衆生救済のために姿を変えて現われたものであるという思想のことである。

神の本来の姿である仏または菩薩は、その神の「本地」または「本地仏」と呼ばれる。逆に、仏または菩薩が姿を変えて現われた神は、もとの仏または菩薩の「垂迹」または「垂迹身」または「^{ごんげん}権現」と呼ばれる。

1.1.7 御霊信仰

奈良時代末期から平安時代初期にかけて、「^{ごりよう}御霊信仰」と呼ばれる信仰が盛んとなった。

御霊というのは、無実の罪などで非業の死を遂げた人間の霊のことである。御霊信仰においては、疫病の流行や天災などは御霊の祟りであるとみなされ、御霊は神として祀られた。御霊の怨念を鎮めるための神事は、「^{ごりようえ}御霊会」と呼ばれる。

御霊信仰の中からは、御霊として特定の個人の霊を神として祀るという信仰も発生した。その典型的な例は、^{すがわらのみちざね}菅原道真(845-903)を祀る天神信仰である。

1.2 神祇制度

1.2.1 神祇制度とは何か

奈良時代、律令制度のもとに中央集権国家を建設した朝廷は、自らの支配権を確立するために神道を利用した。律令制度の中に組み込まれた神道は、「^{じんぎ}神祇制度」と呼ばれる。

1.2.2 記紀

8世紀初頭、朝廷は歴史書を編纂した。712年に完成した『古事記』および720年に完成した『日本書紀』である。これらの歴史書は総称して「記紀」と呼ばれる。

記紀には、神道の神々が登場する神話が記載されている。しかし、記紀の神話は、原初の神話に対して、朝廷による日本の支配を正当化するための改変が加えられたものである。

1.2.3 天つ神と国つ神

記紀の世界観によれば、世界は、天上にある高天原^{たかまがはら}、地上にある葦原^{あしはら}の中つ国、そして地底にある黄泉^{よみ}の国から構成される。

記紀に登場する神々は、「天つ神」と「国つ神」に二分されている。高天原^{たかまがはら}にいる神々、高天原^{あしはら}からの中つ国に降臨した神々、およびその子孫の神々が、天つ神である。それに対して、葦原^{あしはら}の中つ国にもともと住んでいた神々とその子孫の神々が国つ神である。そして、国つ神は天つ神に服属したとされる。

朝廷は、自身は天つ神の子孫であり、他の氏族は国つ神の子孫であると位置付け、それを、自身が日本を統治する根拠とした。

天つ神は「天神^{てんじん}」とも呼ばれ、国つ神は「地祇^{ちぎ}」とも呼ばれる。天神と地祇は、総称して「天神地祇」または「神祇^{じんぎ}」と呼ばれる。

1.2.4 皇祖

朝廷の先祖に相当する神々は、「皇祖」と呼ばれる。それらの神々のうちで最高の地位が与えられているのは、アマテラスオオミカミという女神である。神祇制度のもとでは、この神を祀る神社である伊勢神宮は、全国の神社のうちで最高の地位を持つものとされた。

ニニギノミコトは、アマテラスオオミカミの孫であり、「天孫」と呼ばれる。この神が葦原^{あしはら}の中つ国の支配者として高天原から降臨したという記紀に記載された神話は、「天孫降臨」と呼ばれる。初代の天皇とされる神武天皇は、ニニギノミコトの曾孫である。

1.2.5 三種の神器

アマテラスオオミカミは、天孫降臨に際して、三種の神器をニニギノミコトに授けた。

三種の神器というのは、八咫鏡^{やたのかがみ}、天叢雲劍^{あめのむらくものつるぎ}（草薙劍^{くさなぎのつるぎ}）、八尺瓊勾玉^{やさかにのまがたま}という三つの神宝のことである。現在、八咫鏡は伊勢神宮に、天叢雲劍は熱田神宮に、八尺瓊勾玉は皇居に祀られているとされる。また、皇居には、八咫鏡と天叢雲劍の形代（レプリカ）が安置されている。

1.2.6 天壤無窮の神勅

アマテラスオオミカミは、ニニギノミコトに三種の神器を授けたのち、さらに、「天壤無窮^{てんじょうむきゅう}の神勅」と呼ばれる言葉を授けた。

『日本書紀』には、「天壤無窮の神勅」として次のような言葉が伝えられている¹。

白文	葦原千五百秋之瑞穂国。是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。宝祚之隆、当与天壤無窮者矣。
書き下し文	葦原 ^{あしはら} の千五百秋の瑞穂 ^{ちいほあき} の国は、是れ ^こ れ ^あ が ^{うみのこ} 子孫 ^{きみ} の王 ^{くに} たるべき地なり。宜 ^{よろ} しく ^{いましめ} 爾 ^{みま} 皇孫 ^{みま} 就きて治らせ。行矣。宝 ^{たま} 祚 ^ま の隆 ^{あめつち} えまさむこと、当 ^{まさ} に ^{あめつち} 天壤 ^{きわ} と窮 ^な り無かるべし。
現代語訳	葦原の千五百秋の瑞穂の国は、わが子孫が王たるべき国である。皇孫のあなたがいて治めなさい。さあ、行きなさい。宝祚の栄えることは、天地と共に窮りないであろう。

1.2.7 律令

律令制度は、「律令」と呼ばれる法典によって定められた。律令は「律」と「令」の二つの部分から構成される。律は刑法、令は行政法である。

日本における最初の律令は、大宝元年(701)に施行された「大宝律令^{たいほう}」である。この律令は現存していないが、その内容は、養老2年(718)に施行された「養老律令」とほぼ同じものと推測されている。

1.2.8 神祇官

律令制度のもとでは、神祇の祭祀は、「神祇官」と呼ばれる官庁が管掌した（「神祇官」は官庁の名称であり、その長官は「神祇伯」と呼ばれる）。

神祇官は、国家的な各種の祭儀を司った。それらのうちで最も重要視されたのは、「新嘗祭^{にいぬめさい}」と呼ばれる祭儀である。これは、稲の収穫を神に感謝し、翌年の豊穡を祈る祭儀である。天皇が即

¹現代語訳は [宇治谷,1988] より引用。

位したのちの最初の新嘗祭は、「大嘗祭^{だいじょうさい}」と呼ばれる。

神祇官は、中世以降は衰退し、明治維新で神祇官が復活するまで、京都の吉田神社が朝廷の祭祀を管掌した。

1.2.9 延喜式

康保4年(967)に施行された「延喜式^{えんぎしき}」と呼ばれる法典は、養老律令の施行細則を集大成したものである。

延喜式の巻九および巻十は、「延喜式神名帳^{じんみょうちょう}」と呼ばれ、神社および神の名前を記したものである。そこには、2861の神社と3132の神が記載されている。延喜式神名帳に記載されている神社は式内社^{しきないしや}と呼ばれ、記載されていない神社は式外社^{しきげしや}と呼ばれる。

式内社は、官弊社と国弊社に分類される。官弊社というのは神祇官が幣帛^{へいはく}²を奉納する神社のことで、国弊社というのは国司が幣帛を奉納する神社のことである。

1.3 儒家神道

1.3.1 儒教

中国の春秋時代の思想家である孔子(前551-前479)の教説を中心として成立した思想は「儒教」と呼ばれ、その学術面は「儒学」と呼ばれる。儒学を修めた人、あるいは儒学を講ずる人は、「儒家」または「儒者」と呼ばれる。

儒学は、古くから日本に伝来していたが、それが普及するようになったのは近世以降のことである。近世儒学の祖とされるのは藤原惺窩^{せいこ}(1561-1619)であり、その門人である林羅山^{らざん}(1583-1657)は徳川家康に侍講として仕えた。

藤原惺窩や林羅山が研究したのは、儒学の一派である朱子学である。朱子学は、君臣や親子の上下関係を重視する倫理観を持っていたので、江戸幕府はそれを官学として採用し、封建制度を支える指導原理とした。

1.3.2 儒家神道とは何か

江戸時代の初期から中期にかけて提唱された、儒教の影響を受けた神道の各種の教説は、「儒家神道」と総称される。儒家神道としては、吉川神道や垂加神道などがある。

1.3.3 吉川神道

吉川神道は、吉川惟足^{よしかわこれたる}³(1616-1694)という神道家が提唱した儒家神道である。「理学神道」、「新吉田神道」とも呼ばれる。

吉川惟足は、天地万物の根源であるクニノトコタチノミコトの神性がすべての人間の心の中に存在しているという「神人合一説^{しんじんごういつ}」を唱えた。

1.3.4 垂加神道

垂加神道は、山崎闇斎^{やまざきあんさい}(1618-1682)という儒学者が提唱した儒家神道である。

垂加神道の根本にあるのは、「天人唯一の理^{てんじんゆいいつ}」^{ことわり}である。これは、天地と君臣とは同じ構造であり、臣下は、天に対する地のように主君に仕えなければならないという思想である。

さらに、尊王思想もまた垂加神道の特色である。闇斎は、アマテラスオオミカミに対する信仰を重視し、その子孫である天皇を絶対視した。

1.4 復古神道

1.4.1 復古神道とは何か

契沖^{けいちゅう}(1640-1701)、荷田春満^{かだのあづままる}(1669-1736)、賀茂真淵^{かものまぶち}(1697-1769)、本居宣長^{もとありのりなが}(1730-1801)などの学者たちによって確立された、日本固有の文化や精神を明らかにしようとする学問は、「国学」と呼ばれる。

²神に捧げる物品のこと。

³姓は「きっかわ」とも読む。

1.4.2 日本の優越性

本居宣長は、国学に基づく神道の教義を提唱した。その教義は、「復古神道」と呼ばれる。

宣長は、記紀、特に『古事記』の中に日本固有の精神が見出されると考えた。そして、アマテラスオオミカミは世界を主宰する神であり、その子孫が統治する日本という国は、他の国々に優越する存在であると考えた。

1.4.3 来世観

本居宣長の没後にその門人となった平田篤胤^{あつたね}(1776–1843)は、宣長の復古神道を継承し、それを体系化した。篤胤による神道の教義においては、来世についての考え方が重要な問題となっている。

宣長は、人間は死んだのちに黄泉の国へ行くと考えたが、篤胤はそれを否定して、死んだ人間の魂は「幽冥界」と呼ばれる場所へ行くと考えた。

篤胤は、幽冥界について次のように考えた。幽冥界は、オオクニヌシという神が主宰している世界であり、それは現世と同じ場所に遍在している。そして、死んだ人間の魂は、オオクニヌシによる審判を受けたのちに幽冥界において神となり、永遠に生き続ける。

1.4.4 尊王攘夷運動

復古神道は、「尊王論」と呼ばれる、天皇の絶対的な権威を認める思想を含んでいる。尊王論は、幕末に台頭した「攘夷論」、すなわち外国を排撃する思想と結び付いて、「尊王攘夷運動」と呼ばれる、天皇の権威の絶対化と鎖国の維持を主張する政治運動の思想的な支柱となった。

第2章 形成

2.1 明治維新

2.1.1 大政奉還

江戸幕府の第15代将軍である徳川慶喜^{よしのぶ}(1837–1913)は、慶応3年10月14日(1867年11月9日)政権の返還を朝廷に申し入れ、翌日、朝廷はそれを受諾した。この事件は、「大政奉還」と呼ばれる。

大政奉還ののちに、明治天皇(1852–1912)のもとに成立した政府は、さまざまな改革を実施した。それらの改革は、「明治維新」と呼ばれる。

2.1.2 王政復古

大政奉還後の幕府の処分をめぐる議論は、土佐藩を中心に主張された、前将軍を列侯会議の議長とする公議政体論と、岩倉具視^{とみみ}(1825–1883)、薩摩藩、長州藩などが主張した徹底倒幕論に二分された。

徹底倒幕論者たちは、慶応3年12月9日(1868年1月3日)にクーデターを断行して、

- (1) 徳川慶喜の大政返上と将軍職辞退の許容。
- (2) 摂政・関白・幕府の廃絶と、総裁・議定^{ぎじょう}・参与の三職の設置。
- (3) 神武創業の始めにもとづき、身分の区別なく至当の公議をつくす。

という3点を内容とする「王政復古の大号令」という宣言を発した。この宣言は、復古神道の神道家であった玉松操(1810–1872)が岩倉具視に進言して成立したものである。

2.1.3 神祇官の復興

律令制度のもとで祭祀を管掌していた「神祇官」と呼ばれる官庁は、中世以降は衰退していたが、明治維新に伴って復興された。

慶応4年(1868)1月17日、政府は、三職の下に置かれた七科のひとつとして「神祇事務科」を設置した。その半月後の2月3日、七科から八局へ職制が変更され、それに伴って、神祇事務科は「神祇事務局」となった。

同年閏4月21日に実施された職制の変更で、神祇事務局は「神祇官」と改称された。さらに、明治2年(1869)7月8日に実施された改革では、それまで太政官の管轄下にあった神祇官は、太政官と並立する地位に昇格した。

復興された神祇官においては、玉松操、大国隆正、矢野玄道、福羽美静^{ふくはびびせい}ほかの復古神道系の神道家たちが中心となって宗教政策を推進した。

2.1.4 廃仏毀釈

第1.1節で説明したように、神社神道と仏教とのあいだには、「神仏習合」と呼ばれるさまざまな形態の習合が生じた。しかし、明治維新後、政府は復古神道の思想のもとに神社神道と仏教とを分離し、徳川幕府による封建的支配のもとで特権を享受してきた仏教を排撃する政策を進めた。

慶応4年(1868)の3月から閏4月にかけて、政府は、神仏習合に終止符を打つ数回の布告を発した。それらの布告は総称して「神仏分離令」または「神仏判然令」と呼ばれる。神仏分離令は、神社に対して、仏像、梵鐘、仏具などを取り除くことや、「社僧」や「別当」などと称して神社に仕えていた僧侶を還俗させることなどを命じたものである。

神仏分離令を契機として、廃仏思想を抱く国学者、儒者、地方官吏、各地の神職は仏教に対する排撃を推進し、それはやがて一般の民衆を巻き込んだ運動へと発展した。この運動は「廃仏毀釈」と呼ばれ、これによって、全国の多くの寺院が廃寺に追い込まれ、また、多くの堂塔、仏像、仏画、仏典などが破壊されたり焼却されたりした。

2.1.5 一世一元の制

政府は、慶応4年(1868)9月8日を以って元号を「明治」と改元した。また、これ以降、改元は天皇が交替したときのみ実施するという「一世一元の制」が定められた。

ちなみに、元号を天皇の諡号^{しごう}¹とする制度が定められたのは、明治天皇が明治45年(1912)に死没したのちのことである。

2.1.6 神祇官神殿

明治2年(1869)6月28日、明治天皇は、神祇官において親祭を挙行して、祭政一致と皇道興隆という方針を八神、天神地祇、歴代皇霊に報告した。八神というのは、天皇を守護する八柱の神々、すなわち、カミムスビ、タカミムスビ、タマツメムスビ、イクムスビ、タルムスビ、オオミヤノメ、ミケツ、コトシロヌシのことである。

その親祭ののち、神祇官に、「神祇官神殿」と呼ばれる神殿が建立された。神祇官神殿には、八神、天神地祇、歴代皇霊の三座が鎮祭された。これらの神々は、のちに皇居内の神社に遷された。

明治維新まで、皇居内には「御黒戸」と呼ばれる仏壇があり、仏像と歴代の天皇皇后の位牌がそこに置かれていたが、明治4年(1871)8月、御黒戸は、天皇家の菩提寺である泉涌寺^{せんにゅうじ}に移設された。

2.1.7 宮中三殿

皇居の中にある、賢所^{かしこどころ}、皇霊殿^{こうれいでん}、神殿という三つの神社は、総称して「宮中三殿」と呼ばれる。

賢所には、アマテラスオオミカミの御霊代^{みたましろ}として、三種の神器のひとつである八咫鏡^{やたのかみ}を模した神鏡が祀られている。そして、皇霊殿と神殿に祀られているのは神祇官神殿から遷された神々である。皇霊殿には歴代皇霊、神殿には天神地祇が祀られている(神祇官神殿から神殿に遷されるに際して、八神は天神地祇の中に含まれることになった)。

皇居の中には宮中三殿に加えて、神嘉殿^{しんかでん}という神社もある。この神社は、宮中で新嘗祭^{にいなめさい}を挙行するためのものである。新嘗祭というのは、新穀を神々に捧げて収穫を感謝し、翌年の豊作を祈る祭祀のことである。

宮中三殿、神嘉殿、山陵などで挙行される祭祀は、「宮中祭祀」または「皇室祭祀」と呼ばれる。

2.1.8 国旗と国歌

明治3年(1870)1月27日、政府は太政官布告第57号で、日本の商船は国旗として日の丸を掲げることを定め、その寸法を公示した。

明治26年(1893)8月、文部省は、祝日大祭日の儀式の際に歌う8曲を告示した。その後、そのうちの一曲である「君が代」が国歌として定着していった。君が代は、「和漢朗詠集」や「古今和歌集」などに収載されている雅歌を歌詞として、式部寮の伶人が作曲したものである。

¹人間に対して死後に贈られる名前のこと。諡^{おくりな}とも言う。

2.1.9 神社の社格

政府は、明治4年(1871)5月の太政官布告、および同年7月の郷社定則において、全国の神社の社格を定めた。「社格」というのは、神社に与えられた格式のことである。

社格は、大きく二段階に分かれる。神祇官が管轄する官社と、地方官が管轄する諸社である。

官社は、^{かんべい}官幣社、別格官幣社、^{こくべい}国幣社の三段階に分かれる。別格官幣社というのは、臣民を祭神とする神社のうちで主要なものに与えられた社格である。官幣社と国幣社はそれぞれさらに大、中、小の三段階に分かれ、官幣大社、官幣中社、官幣小社、国幣大社、国幣中社、国幣小社と呼ばれる。

諸社は四段階に分かれ、格式の高いものから順に並べると、府県社、^{ごう}郷社、村社、無格社となる。

2.1.10 神武天皇紀元

明治5年(1872)11月15日、政府は、「皇紀」と呼ばれる紀年法を制定した。

皇紀は、神武天皇紀元による紀年法である。神武天皇紀元というのは、神武天皇が^{かしはらのみや}橿原宮で即位した年のことである。その年については、『日本書紀』に「^{かのととり}辛酉」と記されているだけで、何年であるかは不明であるが、政府が採用したのは西暦紀元前660年という説である。それによって、明治5年(西暦1872年)は、神武天皇紀元2532年とされた。

また、政府は、皇紀を制定した同じ日に、神武天皇が即位した日を祝日と定めた。その祝日は、明治6年(1873)3月7日に「紀元節」という名称で呼ばれることが布告された。紀元節は、当初は旧暦の元日と定められたが、明治6年(1873)10月14日の布告で、2月11日に改められた。

2.2 国民教化

2.2.1 大教宣布

明治維新で復興された神祇官には、律令制度下の神祇官にはなかった職掌が加わっていた。それは、「^{たいきょう}大教」と呼ばれる神道の教義を国民に布教することである。神祇官による大教の布教は、「大教宣布」と呼ばれる。明治2年(1869)には、大教宣布を使命とする「宣教使」と呼ばれる機関が神祇官に置かれた。

明治3年1月3日(1870年2月2日)、天皇は、国民に大教を布教することを宣言する、「大教を宣布せしめる詔」を発した。

2.2.2 宗教政策の転換

明治維新以来、政府は、復古神道の神道家たちを中心として、神道による古代的な祭政一致を目指す政策を進めてきた。しかし、廃藩置県によって中央集権体制を確立したのち、政府はその宗教政策を大きく転換した。これ以降の宗教政策は、神道のみならず仏教や民間諸宗教をも国民教化のために動員するというものである。

明治4年(1871)8月、政府は神祇官を降格して「神祇省」とし、太政官の管轄下に置いた。さらに明治5年(1872)3月には神祇省を廃止して、国民教化を目的とする「教部省」という機関を新設した。

2.2.3 教導職

明治5年(1872)4月、教部省は、「教導職」と呼ばれる役職を新設した。教導職には、神官のみならず仏教の僧侶なども採用された。

同月28日、教部省は、「三条教則」と呼ばれる通達を教導職に発した。三条教則とは、

第一条 敬神愛国ノ旨ヲ体スベキ事

第二条 天理人道ヲ明ニスベキ事

第三条 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事

という三条から成る国民教化の方針のことである。

同年9月、教部省は、神仏合併による国民教化のための機関として、大教院を東京に、中教院を県庁所在地に、小教院をその他の各地に設置することを決定した。大教院は、芝の増上寺に設置された。

2.2.4 国民教化に対する批判

政治家の森有礼(1847-1889)は、明治5年(1872)、*Religion Freedom in Japan* という英文の小冊子を著し、その中で、政府によって創作された宗教を国民に押し付ける政策を批判した。

また、西本願寺の僧侶だった島地黙雷(1838-1911)も、同年、政府に建白書を送り、政府の宗教政策を批判した。浄土真宗各派は、島地の指導のもとに、明治8年(1875)2月に大教院から離脱した。その結果、大教院は同年5月に解散した。

そして政府は、宗教の自由を認める方向へ政策を転換し、明治10年(1877)に教部省を廃止した。

2.2.5 祭神論争

教導職のうちで神官である者は、「神官教導職」と呼ばれた。神官教導職および神道系民間宗教の教職者たちは、明治8年(1875)、「神道事務局」と呼ばれる神道の半公的機関を設立した。

明治13年(1880)、神道事務局の神宮遥拝所を東京に設立することが決定された。このとき、神宮遥拝所に奉祀する祭神をめぐる、神道界は伊勢派と出雲派に分裂し、「祭神論争」と呼ばれる論争となった。

伊勢派は、「造化三神」と呼ばれるアマノミナカヌシノカミ、タカミムスヒノカミ、カミムスヒノカミの三柱にアマテラスオオミカミを加えた四柱を祭神とすることを主張した。それに対して、出雲派は、その四柱にオオクニヌシノミコトを加えた五柱とすることを主張した。

この論争は、翌年の明治14年(1881)に明治天皇の勅裁によって、出雲派の主張を退けることで決着したが、その過程において、神道の教義がいかに未成熟なものであるかということが明らかとなった。

祭神論争が終息したのち、政府は、教義を持つ宗教を国民に教化するという政策から、神道の祭祀のみを一般の宗教から分離して、それを国家の祭祀とするという政策へ、方針を転換した。

明治17年(1884)、政府は教導職を廃止した。

2.2.6 国家神道からの教派神道の独立

幕末から明治にかけて、さまざまな神道の教団が民間で成立した。たとえば、黒住教、天理教、金光教などである。それらの神道の諸派は、総称して「教派神道」と呼ばれる。

教派神道は、国民教化の政策の下では国家神道に組み込まれていたが、大教院が解散したのち、政府は、それらが国家神道から独立することを公認した。

2.3 国体の教義

2.3.1 国体の教義とは何か

明治22年(1889)、政府は大日本帝国憲法を發布した。政府が、国体の教義と呼ばれる思想を国民に普及させる政策を開始したのは、このころのことである。

国体の教義というのは、大日本帝国という^{あらひとがみ}現人神である天皇によって統治される国であるという思想である。現人神(現つ神、現御神とも言われる)という言葉は、人間として現われた神という意味である。

2.3.2 大日本帝国憲法

大日本帝国憲法は、明治22年(1889)2月11日に發布され、明治23年(1890)11月29日に施行された憲法である。「明治憲法」という通称で呼ばれることもある。

大日本帝国憲法は、国体の教義を背景として持つ。このことは、第一条「大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」および第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」に明らかである。

また、第二十八条では「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と、信教の自由を保証している。しかし、天皇を神とする国体の教義という宗教的なものが前提となっている以上、国民に与えられた信教の自由は、きわめて制限されたものでしかなかった。

2.3.3 教育勅語

明治23年(1890)10月30日、明治天皇は、教育勅語と呼ばれる勅語を發布した。勅語というのは詔勅の一種で、天皇が臣民に対して発表する意思表示のことである。教育勅語は、国体の教

義を成文化したものであり、臣民に対する教育の基本原則を示した文書として、その謄本が各学校に下賜された。

教育勅語を起草したのは、主として、儒学者で枢密顧問官の元田永孚(1818-1891)と法制局長官の井上毅(1843-1895)である。元田が国教の樹立を目指したのに対して、井上は政教分離の立場から宗教色の排除を要求した。教育勅語は、それらの異なる見解の妥協による産物である。

教育勅語の冒頭には、「朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」と書かれている。皇祖皇宗というのは天皇の祖先のことであり、皇祖はアマテラスオオミカミから神武天皇までの歴代の神々を意味し、皇宗は第二代の綏靖天皇からのちの歴代の天皇を意味する。すなわち、教育勅語はその冒頭において、日本というのが歴代の天皇によって神話の時代から連続と統治されてきた国であることを宣言しているのである。

教育勅語は、さらに、「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相合シ朋友相信シ恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ……」と、臣民が守るべき徳目を列挙したのち、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と、天皇に対する滅私奉公を臣民に命じている。

2.3.4 御真影

教育勅語が発布されたころから、宮内省は、全国の小学校に御真影の下賜を開始した。御真影というのは天皇皇后の写真のことである。小学校の多くは、奉安殿と呼ばれる建物を作り、御真影と教育勅語の謄本をそこに奉安した。

2.3.5 戊申詔書

明治38年(1905)に日露戦争が終結したのちの日本においては、社会主義や無政府主義の浸透が看過できない問題として浮上した。そこで政府は、明治41年(1908)10月13日、国民の思想の善導を目的とする戊申詔書と呼ばれる詔書を発布した。戊申詔書は、神社の祭典において町村長などが氏子の前でそれを奉読するなど、神社の氏子組織を通じて国民に対する徹底が図られた。

2.4 創建神社

2.4.1 創建神社の分類

明治維新から太平洋戦争の終結までの間に、国家神道に基づく多数の神社が創建された。それらの神社は「創建神社」と呼ばれる。創建神社は、

- (1) 戦没者を祀る神社
- (2) 南北朝時代の南朝の忠臣を祀る神社
- (3) 天皇や皇族を祀る神社
- (4) 植民地や占領地に創建された神社

という四つの系統に分類することができる²。

2.4.2 招魂社

幕末から明治維新にかけて、日本の各地で、佐幕派と尊王攘夷派(倒幕派)との戦乱が発生した。尊王攘夷派は、それらの戦乱で戦死した志士たちを国事殉難者と位置付け、彼らを追悼するために、彼らの霊を招いて祭る儀式を挙行した。そのような儀式は「招魂祭」と呼ばれ、そのための場所は「招魂場」と呼ばれた。

慶応4年(1868)、政府は、京都の靈山に「招魂社」と呼ばれる神社を創建して、ペリー(Matthew Calbraith Perry, 1794-1858)が浦賀に来航した嘉永6年(1853)6月3日以降の国事殉難者を神としてそこに祀った。

また、政府は、明治2年(1869)に東京の九段にも招魂社を創建して、慶応4年(1868)1月3日の鳥羽伏見の戦以降の国事殉難者を祀った。このとき、招魂社の社地を選定したのは、兵部省の兵部大輔だった大村益次郎(1824-1869)である。

京都と東京に招魂社が創建された後、各地の招魂場も、同様に「招魂社」と呼ばれるようになった。

²[村上,1970]、pp. 182-183。[村上,1988]、p. 340。[村上,2006]、p. 28。

2.4.3 靖国神社と護国神社と忠霊塔

明治12年(1879)6月、東京の招魂社は「靖国神社」に改称され、別格官幣社の社格を与えられた。靖国神社は、その後も天皇のために戦って死んだ英霊を合祀し続け、その数は現在、約250万柱となっている。

昭和14年(1939)3月、各地の招魂社は「護国神社」に改称された。護国神社のうち、道府県ごとに一社が指定護国神社とされ、それ以外は指定外護国神社とされた。護国神社の社格は、指定護国神社が府県社、指定外護国神社が村社に準ずるとされた。

日中戦争の時期、政府は、天皇のために戦って死んだ英霊を顕彰するために、忠霊塔を各地に建設するようにと国民に呼びかけた。

2.4.4 南朝の忠臣を祀る神社

明治の前半には、天皇への忠誠を顕彰することを目的として、南北朝時代の南朝の忠臣を祀る多くの神社が創建された。主要なものとしては、楠木正成(1294-1336)を祀る湊川神社(明治5年(1872)創建)、新田義貞(1301-1338)を祀る藤島神社(明治3年(1870)創建)、北畠親房(1293-1354)と顕家(1318-1338)の父子を祀る阿部野神社(明治23年(1890)創建)などがある。

南朝の忠臣を祀る神社のうちで主要なものに対しては、別格官幣社の社格が与えられた。上に挙げた三社は、いずれも別格官幣社である。

2.4.5 天皇や皇族を祀る神社

明治から大正にかけて、天皇や皇族を祭神とする多数の神社が創建された。そのような神社としては、神武天皇と媛蹈鞰五十鈴媛を祀る橿原神宮(明治23年(1890)創建)、桓武天皇(737-806)と孝明天皇(1831-1866)を祀る平安神宮(明治28年(1895)創建)、明治天皇(1852-1912)と昭憲皇太后(1850-1914)を祀る明治神宮(大正9年(1920)創建)などがある。

2.4.6 植民地や占領地に創建された神社

日清戦争から太平洋戦争に至る期間、日本は、獲得した植民地や占領地に多数の神社を創建した。

植民地に創建された神社としては、台湾に創建された台湾神宮(明治33年(1900)創建)、樺太に創建された樺太神社(明治43年(1910)創建)、朝鮮に創建された朝鮮神宮(大正8年(1919)創建)、パラオ諸島のコロール島に創建された南洋神社(昭和15年(1940)創建)、満州に創建された建国神廟(昭和15年(1940)創建)などがある。

占領地に創建された神社としては、海南島に創建された三亜神社、サイゴン(現在のホーチミン)に創建された暁神社、シンガポールに創建された新嘉坡大神宮(のちに昭南神社に改名)、バタビア(現在のジャカルタ)に創建された八達威神社、ボゴールに創建された報国神社、アユタヤに創建された長政神社(祭神は山田長政(?-1630))などがある。

第3章 絶頂

3.1 思想統制

3.1.1 満州事変

満州に駐留する関東軍は、昭和6年(1931)9月18日に発生した柳条湖事件を発端として、満州の占領を開始した。この軍事行動は、満州事変と呼ばれる。満州事変は、日本による15年に渡る侵略戦争の端緒となった軍事行動である。

満州事変からポツダム宣言の受諾に至る期間に、政府は、国家神道による思想の統制を強化し、また侵略を正当化する教義を国家神道に組み込んでいった。

3.1.2 神社参拝の強制

昭和7年(1932)5月、靖国神社において戦没者を合祀する臨時大祭が挙行され、東京の各学校の学生や生徒が靖国神社に参拝した。このとき、カトリック系の大学である上智大学の一部の学生が信仰上の理由で参拝を拒否したことをめぐって、軍と大学との間で対立が生じた。カトリックは、神社が宗教であるか否かの回答を文部省に求めた。この申請に対して、文部省は、学生や生徒を神社に参拝させるのは教育上の理由に基づくもので、要求される敬礼は愛国心と忠誠とを

現わすものである、という回答を示した。すなわち、神社は宗教ではないので、信仰上の理由で参拝を拒否することは許されないという見解である。カトリックは文部省の回答を受け入れ、信者が神社に参拝することを認めた。

3.1.3 国体明徴問題

憲法学者の美濃部達吉(1873-1948)は、大日本帝国憲法の解釈として、国家の統治権を持つのは天皇ではなく法人である国家であって、天皇は国家の最高機関であるという、「天皇機関説」と呼ばれる学説を唱えていた。

昭和10年(1935)2月、貴族院において天皇機関説が非難されたことを皮切りに、軍部や右翼がそれを攻撃し、政治問題となった。この政治問題は、「国体明徴問題」と呼ばれる。

同年4月、内閣は、美濃部が天皇機関説について述べた『憲法撮要』を発禁とし、8月と10月の二度に渡って、国体明徴、すなわち天皇が統治権の主体であることを宣言する声明を出した。

昭和12年(1937)3月、文部省は、『国体の本義』という書物を刊行し、全国の教育機関に配布した。これは、国体の教義について述べた書物であり、天皇が日本を統治する現人神であるということをも主張したものである。

3.1.4 宗教の弾圧

昭和10年(1935)ごろから、政府は、国体の教義から逸脱した教義を持つ宗教に対する弾圧を開始した。

最も激しい弾圧を受けたのは、^{おおもと}大本教である。大本教は、明治25年(1892)に開教した神道系の宗教である。開祖は出口ナオ(1836-1918)で、出口^{おに}王仁三郎(1871-1948)によって教義の発展が進められた。教義の中心は^{うしとら}「良^{こんじん}の金神による「三千世界の立替え立直し」である。

昭和10年(1935)、政府は大本教の幹部を検挙し、翌年、大本教に対して禁止令を発令した。そして、綾部と亀岡にあった教団の施設を徹底的に破壊した。

大本教に対する弾圧に引き続き、政府は、ひとのみち、ほんみちなどにも弾圧を加えた。弾圧の対象は神道系の宗教にとどまらず、キリスト教系や仏教系の宗教に対しても、国体の教義を否定する教義を持つものには容赦なく弾圧が加えられた。

3.1.5 宗教団体法

昭和14年(1939)4月、政府は、宗教の統制を目的とする宗教団体法という法律を公布し、翌年に施行した。

宗教団体法は、その第十六条で、宗教団体の活動が安寧秩序を妨げたり臣民としての義務に背いたりする場合は、その活動を禁止したり宗教団体の認可を取り消したりすることができることを定めていた。政府はこの法律を、国体の教義に反する教義を持つ宗教を弾圧するために活用した。

3.1.6 神祇院

神武天皇紀元2600年に当たる昭和15年(1940)、皇居前広場において紀元二千六百年記念式典が挙行された。

その当時、神社を管理する官庁は内務省の神社局だったが、その年の11月、政府は神社局を廃止し、^{しんぎ}神祇院という新たな機関を創設した。そして、この機関のもとで神社に関する行政を大幅に強化した。

3.2 聖戦

3.2.1 八紘一宇

満州事変から始まる戦争の時代において、政府は、「この戦争は、天皇の^{みいづ}御稜威(威光)を全世界に及ぼすという神聖な目的を持つ聖戦である」という、侵略戦争を正当化する教義を国体の教義の中に組み込んだ。

この教義は、「^{はっこういちう}八紘一宇」という標語とともに国民への普及が図られた。八紘という言葉は四方と四隅、すなわち全世界を意味し、一宇という言葉は一つの家を意味する。すなわち、八紘一宇というのは「全世界を一つの家とする」という意味である。

八紘一宇という言葉は、『日本書紀』に伝えられている神武天皇の詔に由来するものである。神武天皇は、^{つちのとひつし}己未の年、橿原に都を造営することを宣言する詔を発した。その詔の中に、「然

後兼六合以開都。掩八紘而為宇、不亦可乎」(その後国中を一つにして都を開き、天の下を掩いで一つの家とすることは、また良いことではないか¹)という言葉がある。

3.2.2 国体護持

昭和20年(1945)7月26日、アメリカ合衆国、中華民国、イギリスは、「ポツダム宣言」と呼ばれる共同宣言を発表した。この宣言は、日本に対して無条件降伏を要求するとともに、軍国主義の除去、思想の自由と基本的人権の確立をも要求し、日本国民が自由に表明した意思に従って政府が樹立されたときに占領軍が撤収することを明記していた。

日本は、ポツダム宣言の受諾を即断しなかった。それは、「国体護持」、すなわち天皇によって統治されるという体制の維持に固執したためである。しかし、原子爆弾が、8月6日に広島、8月9日に長崎に投下されるに及び、8月14日にポツダム宣言の受諾を連合国に通告した。

昭和天皇(1901-1989)は、太平洋戦争終結の詔書を朗読し、その録音は、8月15日の正午に、全国に向けてラジオで放送された。その放送は、「玉音放送」と呼ばれる。

第4章 解体

4.1 占領政策

4.1.1 GHQ

昭和20年(1945)10月、アメリカ軍を主力とする連合軍は、占領下における日本の管理機構として、連合軍総司令部(General Headquarters, GHQ)を東京に設置した。そして、その初代の最高司令官(Supreme Commander for the Allied Powers, SCAP)として、アメリカのマッカーサー(Douglas MacArthur, 1880-1964)が就任した。

GHQは、昭和27年(1952)4月28日にサンフランシスコ講和条約の発効によって廃止されるまで、軍国主義の除去や民主主義の育成など、日本の体制を改革する政策を推進した。

4.1.2 信教の自由

昭和20年(1945)10月4日、GHQは日本政府に指令を発し、その中で、思想、信教、集会、言論の自由を制限する法令を撤廃するように命じた。

4.1.3 神道指令

昭和20年(1945)12月15日、GHQは、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」という指令(通常、「神道指令」と呼ばれる)を日本政府に対して発令した。

神道指令の目的は、国家と宗教との分離、すなわち政教分離を実現することにあった。神道指令は、その目的を実現するために、神道に対する公の機関による支援などの禁止、神道や神社に対する公の財源による援助の停止、神祇院の廃止、神道の研究や神官の養成などを目的とする公の教育機関の廃止、公の教育機関で使われる教科書からの神道教義の削除、『国体の本義』などの頒布の禁止などを具体的に命じたものである。

4.1.4 宗教法人令

昭和20年(1945)12月28日、日本政府は、宗教の統制を目的として昭和14年(1940)に施行した宗教団体法を廃止し、新たに宗教法人令を施行した。宗教法人令は、宗教団体が自主的な届け出によって宗教法人となることを認める民主主義的な法律である。

昭和27年(1952)4月3日、日本政府は、宗教法人令に代わる法律として、宗教法人法を施行した。

4.1.5 人間宣言

昭和21年(1946)元旦、昭和天皇は、のちに「人間宣言」と呼ばれることになる年頭の詔書を発した。その詔書の中で、昭和天皇は、天皇が現御神であるというのは「架空ナル觀念」であると述べることによって、自らが神であることを否定した。

¹[宇治谷,1988]、p. 107-108。

4.1.6 神祇院の廃止

昭和 21 年 (1946)2 月 2 日、日本政府は、国家神道の絶頂期を象徴する存在だった神祇院を廃止した。また同時に、神社関係のすべての法令を改廃し、社格制度も廃止した。

4.1.7 神社本庁

神祇院が廃止された翌日の昭和 21 年 (1946)2 月 3 日、宗教法人令に基づいて、全国の神社を包括する神社本庁という民間の宗教法人が設立された。神社本庁には 86157 社の神社が加入したが、その傘下に入らず、神社本教や北海道神社協会などの別の宗教法人の傘下に入った神社や、単立の宗教法人となった神社もある。

4.1.8 東京裁判

連合国によって訴追された日本の戦争犯罪人は、捕虜や一般人に対する虐待などを理由とする BC 級戦犯と、戦争指導者である A 級戦犯に区分される。

昭和 21 年 (1946)1 月 19 日、マッカーサーは、25 名の A 級戦犯を審理する裁判所を東京に設置し、同年 5 月 3 日に開廷した。この裁判は、極東国際軍事裁判というのが正式名称であるが、東京裁判という名称で呼ばれることが多い。

東京裁判は、昭和 23 年 (1948)11 月 12 日、東条英機ほか 7 名を絞首刑、荒木貞夫ほか 16 名を終身禁錮とする判決を下した。

4.1.9 日本国憲法

昭和 21 年 (1946)11 月 3 日、日本政府は、大日本帝国憲法第七十三条の規定に基づいて憲法を改正するという内容の勅語とともに、日本国憲法という新しい憲法を公布し、翌年の 5 月 3 日にそれを施行した。

日本国憲法においては、天皇は、「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」であり、「国政に関する権能を有しない」と定められている。日本国憲法によってこのように定められた天皇をめぐる制度は、「象徴天皇制」と呼ばれる。

4.2 靖国神社

4.2.1 臨時の大招魂祭

昭和 20 年 (1945)11 月 19 日、靖国神社は、未合祀だった太平洋戦争の戦没者を合祀する招魂式を挙行し、翌 20 日、臨時大招魂祭を挙行した。この招魂祭には昭和天皇も参拝しているが、それまでの参拝では大元帥の軍服を着ていたのに対して、このときは新たに制定された天皇服を着ての参拝だった。

4.2.2 戦後の再出発

第 4.1 節で述べたように、昭和 20 年 (1945)12 月 15 日、GHQ は日本政府に対して国家と宗教との分離を命令した。その結果、すべての神社は国家から独立し、民間の宗教法人として再出発することとなった。

昭和 21 年 (1946)2 月 3 日に神社本庁という宗教法人が設立され、大多数の神社がそれに加入したが、その傘下に入らない神社もあった。靖国神社も、神社本庁の傘下に入らず、単立の宗教法人となった神社のひとつである。

戦後、国家神道は GHQ によって解体させられたが、靖国神社は廃止されることなく、国家のために命を捧げることは尊い行為であるというイデオロギーを発信する施設として存続することとなった。

4.2.3 新憲法下での天皇の参拝

昭和 22 年 (1947)5 月 3 日に日本国憲法が施行され、天皇の地位は国家の主権者から象徴へ移行した。

象徴となったのちの昭和天皇は、7 回、靖国神社に参拝している。最後の参拝となったのは昭和 50 年 (1975)11 月 21 日のことである。

4.2.4 千鳥ヶ淵戦没者墓苑

昭和28年(1953)12月11日、政府は、海外で収集された遺骨のうちで身元不明の約34万体を納める「無名戦没者の墓(仮称)」を建立することを閣議で決定した。この墓は、昭和31年(1956)12月4日に場所を千鳥ヶ淵とすることが決定され、昭和34年(1959)3月13日に名称を「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」とすることが決定された。

昭和34年(1959)3月28日、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の墓前において政府の主催による竣工式と追悼式が挙行された。この追悼式には昭和天皇と皇后も参列した。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、靖国神社とは対照的に、特定の宗教との関係を持たない戦没者追悼施設であり、そこでは毎年、さまざまな宗教団体によって式典が挙行されている。

4.2.5 A級戦犯の合祀

靖国神社は、BC級戦犯のうちで刑死または獄死した者の合祀を昭和45年(1970)ごろまでに完了していたが、A級戦犯については、国民感情を考慮して合祀を延期していた。しかし、A級戦犯を合祀しないことは東京裁判史観を容認することを意味するという判断から、昭和53年(1978)10月17日、A級戦犯のうちですでに死亡している14名の合祀に踏み切った。

4.2.6 靖国神社法案

自由民主党(自民党)は、昭和44年(1969)から昭和48年(1973)にかけての5回に渡って、「靖国神社法案」と呼ばれる法案を国会に提出した。ちなみに、この法案が最初に国会に提出された昭和44年(1969)は、東京招魂社の創建から百周年に相当する年である。

靖国神社法案は、結果として成立しなかったが、国家や地方公共団体による靖国神社に対する経費の支出を可能にすることを目的とするものであり、憲法の第20条および第89条に違反するものである。

4.2.7 公式参拝

昭和56年(1981)3月18日、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」が国会議員の有志によって結成された。そして同年4月22日には、197名の国会議員が靖国神社に参拝した。

また、首相による靖国神社の参拝も、三木武夫、福田赳夫、大平正芳、鈴木善幸といった歴代の首相による参拝によって、しだいに恒例化していった。しかし、これらの首相による参拝は、玉串料を私費で支出することによって、私的参拝としての名目を保っていた。

中曽根康弘もまた、靖国神社に参拝した首相の一人であるが、昭和60年(1985)8月15日における中曽根首相の参拝は、献花料として3万円を公費から支出したという点で、明らかな公式参拝と位置付けられる。

4.3 遺産

4.3.1 敗戦後の国家神道

国家神道は、日本の敗戦後、GHQによって解体させられたわけであるが、完全に消滅したわけではなく、その遺産と考えることのできるものが現在もなお存在し続けている。前の節で述べた靖国神社は、国家神道の最も顕著な遺産である。この節では、靖国神社以外に残存している国家神道の遺産について述べたい。

4.3.2 建国記念の日

神武天皇が即位した日にちなんで制定された祝日である紀元節は、昭和23年(1948)に廃止された。しかし、昭和41年(1966)、紀元節と同じ2月11日が「建国記念の日」という名称の祝日として制定され、翌年から実施された。

4.3.3 元号法

改元は天皇が交替したときにのみ実施するという「一世一元の制」は、敗戦後に法的根拠を失った。しかし、昭和54年(1979)、「元号法」が制定され、一世一元の制はふたたび法的根拠を持つこととなった。

4.3.4 国旗国歌法

平成 11 年 (1999)8 月 13 日、国旗国歌法が施行された。これは、「国旗及び国歌に関する法律」という正式名称を持つ法律で、日章旗 (日の丸) が日本の国旗であり、君が代が日本の国歌であることを定めたものである。

4.3.5 護国神社と忠魂碑

靖国神社と同様、各地の護国神社や忠魂碑もまた、敗戦後も残存している国家神道の遺産である。

昭和 48 年 (1973)1 月 22 日、中谷康子^{なかや}さんは、彼女の夫で、公務において死亡した自衛隊員である中谷孝文さんが山口県護国神社に合祀されたことに対して、国と隊友会を被告にして、合祀の取り下げを請求する訴訟を山口地裁に起こした。昭和 54 年 (1979)3 月 22 日、山口地裁は、自衛隊による合祀申請は違憲であるという判断を示したが、合祀の取り下げ請求は棄却した。

昭和 51 年 (1976)2 月 26 日、大阪府箕面市の住民 9 名は、忠魂碑の移設再建に箕面市が公費を支出したことに対する違憲訴訟を大阪地裁に起こした。この訴訟では、大阪地裁は違憲の判決を下したものの、大阪高裁は合憲、最高裁も合憲の判決を下し、住民側の敗訴となった。

参考文献

- [葦津,2006] 葦津珍彦、『国家神道とは何だったのか』、新版、神社新報社、2006、ISBN 4-915265-10-2。
- [アストン,1992] W・G・アストン、邦訳(安田一郎)、『神道』、青土社、1992、ISBN 4-7917-5159-0。
- [稲垣,2006] 稲垣久和、『靖国神社「解放」論——本当の追悼とはなにか?——』、光文社ペーパーバックス、085、光文社、2006、ISBN 4-334-93386-6。
- [井上,2006] 井上寛司、『日本の神社と「神道」』、校倉書房、2006、ISBN 4-7517-3800-3。
- [猪瀬,1987] 猪瀬直樹、『天皇の影法師』、新潮文庫、い-25-2、新潮社、1987、ISBN 4-10-138902-0。
- [上田,1994] 上田正昭、『日本の神話を考える』、小学館ライブラリー、65、小学館、1994、ISBN 4-09-460065-5。
- [宇治谷,1988] 宇治谷孟訳、『日本書紀』、上巻、講談社学術文庫、講談社、1988、ISBN 4-06-158833-8。
- [大江,1984] 大江志乃夫、『靖国神社』、岩波新書(黄版)、259、岩波書店、1984、ISBN 4-00-420259-0。
- [長部,1996] 長部日出雄、『天皇はどこから来たか』、新潮文庫、お-20-2、新潮社、1996、ISBN 4-10-132402-6。
- [鎌田,2000] 鎌田東二、『神道とは何か——自然の靈性を感じて生きる——』、PHP 新書、113、PHP 研究所、2000、ISBN 4-569-61085-4。
- [菅野,2001] 菅野覚明、『神道の逆襲』、講談社現代新書、1560、講談社、2001、ISBN 4-06-149560-7。
- [久保田,1997] 久保田展弘、『日本多神教の風土』、PHP 新書、024、PHP 研究所、1997、ISBN 4-569-55672-8。
- [小松,2006] 小松和彦、『神になった人びと——日本人にとって「靖国の神」とは何か——』、知恵の森文庫、光文社、2006、ISBN 4-334-78432-1。
- [斎藤,2006] 斎藤英喜、『読み替えられた日本神話』、講談社現代新書、1871、講談社、2006、ISBN 4-06-149871-1。
- [島田,2002] 島田裕巳、『日本人の神はどこにいるか』、ちくま新書、351、筑摩書房、2002、ISBN 4-480-05951-2。
- [新宗教,1994] 『新宗教事典』、縮刷版、本文篇、弘文堂、1994、ISBN 4-335-16025-9。
- [神道,2002] 『神道の本——八百万の神々がつどう秘教的祭祀の世界——』、Books Esoterica、第 2 号、学習研究社、2002。

- [神保,2006] 神保哲生、宮台真司、百地章、横田耕一、板垣恭介、大塚英志、香山リカ、山口二郎、『天皇と日本のナショナリズム』、マル激トーク・オン・デマンド、IV、春秋社、2006、ISBN 4-393-33248-2。
- [末木,2006] 末木文美士、『日本宗教史』、岩波新書（新赤版）、1003、岩波書店、2006、ISBN 4-00-431003-2。
- [菅田,2002] 菅田正昭、『日本の神社がわかる本』、日文新書、日本文芸社、2002、ISBN 4-537-25102-6。
- [鈴木,1993] 鈴木正幸、『皇室制度——明治から戦後まで——』、岩波新書（新赤版）、289、岩波書店、1993、ISBN 4-00-430289-7。
- [総覧,1993] 『日本「宗教」総覧'93』、歴史読本特別増刊・事典シリーズ、第18号、新人物往来社、1993。
- [高橋,1987] 高橋紘、『象徴天皇』、岩波新書（黄版）、372、1987、ISBN 4-00-420372-4。
- [田中,2002] 田中伸尚、『靖国の戦後史』、岩波新書（新赤版）、788、2002、ISBN 4-00-430788-0。
- [谷川,1999] 谷川健一、『日本の神々』、岩波新書（新赤版）、618、岩波書店、1999、ISBN 4-00-430618-3。
- [次田,1977] 次田真幸訳、『古事記』、上巻、講談社学術文庫、講談社、1977、ISBN 4-06-158207-0。
- [坪内,1999] 坪内祐三、『靖国』、新潮文庫、つ-18-1、新潮社、1999、ISBN 4-10-122631-8。
- [中野,2007] 中野正志、『万世一系のまぼろし』、朝日新書、026、朝日新聞社、2007、ISBN 4-02-273126-5。
- [新田,2003] 新田均、『「現人神」「国家神道」という幻想』、PHP 研究所、2003、ISBN 4-569-62654-8。
- [保坂,2006] 保坂俊司、『国家と宗教』、光文社新書、273、光文社、2006、ISBN 4-334-03373-3。
- [村上,1970] 村上重良、『国家神道』、岩波新書（青版）、770、岩波書店、1970、ISBN 4-00-412155-8。
- [村上,1974] 村上重良、『慰霊と招魂——靖国の思想——』、岩波新書（青版）、904、岩波書店、1974、ISBN 4-00-412156-6。
- [村上,1977] 村上重良、『天皇の祭祀』、岩波新書（青版）、993、岩波書店、1977、ISBN 4-00-412165-5。
- [村上,1988] 村上重良、『日本宗教事典』、講談社学術文庫、講談社、1988、ISBN 4-06-158837-0。
- [村上,2006] 村上重良、『国家神道と民衆宗教』、歴史文化セレクション、吉川弘文館、2006、ISBN 4-642-06299-8。
- [八木,2006] 八木秀次、『日本人なら知っておきたい！ Q&A で分かる天皇制度』、扶桑社、2006、ISBN 4-594-05200-2。
- [横田,1990] 横田耕一、『憲法と天皇制』、岩波新書（新赤版）、129、岩波書店、1990、ISBN 4-00-430129-7。
- [吉野,1994] 吉野裕子、『神々の誕生——易・五行と日本の神々——』、同時代ライブラリー、182、岩波書店、1994、ISBN 4-00-260182-X。

索引

- A 級戦犯, 15
- BC 級戦犯, 15
- GHQ, 3, 14
- MacArthur, Douglas, 14
- Perry, Matthew Calbraith, 11
- Religion Freedom in Japan*, 10
- 暁神社, 12
- 現つ神, 10
- 現御神, 10
- 葦原の中つ国, 5
- 熱田神宮, 5
- 阿部野神社, 12
- 天つ神, 5
- アマテラスオオミカミ, 5-8, 10, 11
- アマノミナカヌシノカミ, 10
- 天叢雲剣, 5
- 荒木貞夫, 15
- 現人神, 10
- イクムスビ, 8
- イスラーム, 3
- 伊勢神宮, 5
- 一世一元の制, 8, 16
- 井上毅, 11
- 岩倉具視, 7
- 艮の金神, 13
- 英霊, 12
- 江戸幕府, 3, 6
- 延喜式, 6
- 延喜式神名帳, 6
- 王政復古の大号令, 7
- 大國隆正, 8
- オオクニヌシ, 7
- オオクニヌシノミコト, 10
- 大平正芳, 16
- オオミヤノメ, 8
- 大村益次郎, 11
- 大本教, 13
- 御黒戸, 8
- 学派神道, 3
- 賢所, 8
- 檀原神宮, 12
- 檀原宮, 9
- 荷田春満, 6
- 神, 3
- カミムスビ, 8
- カミムスビノカミ, 10
- 賀茂真淵, 6
- 樺太神社, 12
- 官社, 9
- 官幣社, 9
- 官弊社, 6
- 桓武天皇, 12
- 記紀, 4
- 紀元節, 9, 16
- 紀元二千六百年記念式典, 13
- 議定, 7
- 北畠顕家, 12
- 北畠親房, 12
- 紀年法, 9
- 君が代, 8, 17
- 宮中祭祀, 3, 8
- 宮中三殿, 8
- 教育勅語, 10
- 教導職, 9
- 教派神道, 3, 10
- 教部省, 9
- 玉音放送, 14
- 極東国際軍事裁判, 15
- キリスト教, 3
- 欽明天皇, 4
- 草薙剣, 5
- 楠木正成, 12
- 九段, 11
- 国つ神, 5
- クニトコタチノミコト, 6
- 黒住教, 10
- 契沖, 6
- 元号法, 16
- 建国記念の日, 16
- 建国神廟, 12
- 『憲法撮要』, 13
- 皇紀, 9
- 公議政体論, 7
- 孔子, 6
- 公式参拜, 16
- 皇室祭祀, 8
- 皇室神道, 3
- 郷社, 9

- 皇祖, 5, 11
 皇宗, 11
 皇祖皇宗, 11
 孝明天皇, 12
 皇靈殿, 8
 古今和歌集, 8
 国学, 6
 国事殉難者, 11
 国体護持, 14
 国体の教義, 10
 『国体の本義』, 13, 14
 国体明徴問題, 13
 国分寺, 4
 国分尼寺, 4
 国弊社, 6, 9
 護国神社, 12, 17
 『古事記』, 4, 7
 御真影, 11
 国歌, 8
 国家神道, 3
 国旗, 8
 国旗国歌法, 17
 国教, 3
 コトシロヌシ, 8
 御霊会, 4
 御霊信仰, 4
 権現, 4
 金光教, 10

 祭神, 4
 祭神論争, 10
 祭政一致, 8
 三垂神社, 12
 三種の神器, 5
 三条教則, 9
 三職, 7
 サンフランシスコ講和条約, 14
 参与, 7
 山陵, 8

 式外社, 6
 式内社, 6
 諡号, 8
 自然宗教, 3
 指定外護国神社, 12
 指定護国神社, 12
 島地黙雷, 10
 社格, 9
 釈迦牟尼, 4
 社僧, 8
 宗教団体法, 13
 宗教法人法, 14
 宗教法人令, 14

 習合, 4
 自由民主党, 16
 儒家, 6
 儒学, 6
 儒家神道, 6
 儒教, 6
 朱子学, 6
 儒者, 6
 攘夷論, 7
 小教院, 9
 昭憲皇太后, 12
 招魂祭, 11
 招魂社, 11
 招魂場, 11
 象徴天皇制, 15
 昭南神社, 12
 聖武天皇, 4
 昭和天皇, 14
 諸社, 9
 神嘉殿, 8
 新嘉坡大神宮, 12
 神官教導職, 10
 神祇, 5
 神祇院, 13, 15
 神祇官, 5, 7
 神祇官神殿, 8
 神祇事務科, 7
 神祇事務局, 7
 神祇省, 9
 神祇制度, 3, 4
 神祇伯, 5
 神宮寺, 4
 神社, 3
 神社局, 13
 神社神道, 3
 神社本教, 15
 神社本庁, 15
 神人合一説, 6
 神殿, 8
 神道, 3
 神道事務局, 10
 神道指令, 3, 14
 神仏習合, 4, 8
 神仏判然令, 8
 神仏分離令, 8
 神武天皇, 5, 11, 12
 神武天皇紀元, 9
 新吉田神道, 6

 垂加神道, 6
 垂迹, 4
 垂迹身, 4
 綏靖天皇, 11

- 菅原道真, 4
鈴木善幸, 16
- 政教分離, 14
聖戦, 13
聖明王, 4
宣教使, 9
泉涌寺, 8
- 造化三神, 10
創建神社, 11
総裁, 7
増上寺, 9
創唱宗教, 3
村社, 9
尊王思想, 6
尊王攘夷運動, 7
尊王論, 7
- 大教, 9
大教院, 9
大教宣布, 9
大教を宣布せしめる詔, 9
帝釈天, 4
大嘗祭, 6
大政奉還, 7
大日本帝国憲法, 10
太平洋戦争, 3
大宝律令, 5
台湾神宮, 12
高天原, 5
タカミムスビ, 8
タカミムスヒノカミ, 10
多神教, 4
タマツメムスビ, 8
玉松操, 7, 8
タルムスビ, 8
- 地祇, 5
千鳥ヶ淵戦没者墓苑, 16
中教院, 9
忠魂碑, 17
忠霊塔, 12
朝鮮神宮, 12
朝廷, 3, 4
勅語, 10
鎮守社, 4
- 出口王仁三郎, 13
出口ナオ, 13
徹底倒幕論, 7
天壤無窮の神勅, 5
天神, 5
天神信仰, 4
- 天神地祇, 5
天人唯一の理, 6
天孫, 5
天孫降臨, 5
天皇機関説, 13
天皇服, 15
天理教, 10
- 道教, 3
東京裁判, 15
東条英機, 15
東大寺, 4
徳川家康, 6
徳川慶喜, 7
鳥羽伏見の戦, 11
- 中曾根康弘, 16
長政神社, 12
中谷孝文, 17
中谷康子, 17
南洋神社, 12
- 新嘗祭, 5, 8
日露戦争, 11
日章旗, 17
新田義貞, 12
ニニギノミコト, 5
日本国憲法, 15
『日本書紀』, 4, 13
人間宣言, 14
- 廃藩置県, 9
廃仏毀釈, 8
柱, 4
八達威神社, 12
八紘一宇, 13
八神, 8
- ひとのみち, 13
日の丸, 8, 17
媛蹈鞰五十鈴媛, 12
兵部省, 11
平田篤胤, 7
ヒンドゥー教, 3
- 福田赳夫, 16
福羽美静, 8
府県社, 9
藤島神社, 12
藤原惺窩, 6
仏教, 3, 4
復古神道, 7
- 平安神宮, 12

- 幣帛, 6
別格官幣社, 9
別当, 8
ペリー, 11
- 奉安殿, 11
報国神社, 12
戊申詔書, 11
北海道神社協会, 15
ポツダム宣言, 12, 14
本地, 4
本地垂迹説, 4
本地仏, 4
梵天, 4
ほんみち, 13
- マッカーサー, 14
満州事変, 12
- 御稜威, 13
三木武夫, 16
ミケツ, 8
御霊代, 8
湊川神社, 12
美濃部達吉, 13
- 無格社, 9
- 明治, 8
明治維新, 7
明治憲法, 10
明治神宮, 12
明治天皇, 7, 12
- 本居宣長, 6
元田永孚, 11
森有礼, 10
- 八百万の神, 4
八尺瓊勾玉, 5
靖国神社, 12, 15
靖国神社法案, 16
八咫鏡, 5, 8
矢野玄道, 8
山崎闇斎, 6
山田長政, 12
- 幽冥界, 7
ユダヤ教, 3
- 養老律令, 5
吉川惟足, 6
吉川神道, 6
吉田神社, 6
- 理学神道, 6
律, 5
律令, 5
柳条湖事件, 12
令, 5
霊山, 11
- 連合国軍総司令部, 14
- 和漢朗詠集, 8